

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改 正 案

現 行

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第五号ホに掲げる事項については、海外営業拠点（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する海外営業拠点をいう。次条及び第三十四条の二十六第一項において同じ。）を有する銀行に係るものに限る。

一〇四 （略）

五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イヽニ （略）

ホ| 定める事項

ヘ＼ル （略）

六・七 （略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。

一〇四 （略）

五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イヽニ （新設）

ホ| ホヽヌ| （略）

六・七 （略）

255 (略)

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号^一及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第三号二に掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行に係るものに限る。

一・二 （略）

三 銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
イ・ハ （略）

二 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項

ホ・チ （略）

四・五 （略）

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及び二から^一まで、第二号、第四号^一並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第四号ニに掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社及び

255 (略)

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号^一及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一・二 （略）

三 銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
イ・ハ （略）

（新設）

二・ト （略）

四・五 （略）

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及び二から^一まで、第二号、第四号^一並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第四号ニに掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社及び

その子会社等に係るものに限る。

一〇三 (略)

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〇ハ (略)

二 定める事項

ホ〇チ (略)

2〇4
五・六 (略)

2〇4
五・六 (略)

2〇4
五・六 (略)

一〇三 (略)

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ〇ハ (略)

(新設)

二〇ト (略)